

7 占有許可申請図の作成

7・1 申請図書の作成

道路、水路等の占有許可申請図は、正確かつ明瞭に作成すること。

〈解説〉

- 1 漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に表記すること。

7・2 占有許可申請図の様式等

- 1 道路、水路等の占有許可申請図は、占有許可申請図（要領様式第27号）により作成すること。
- 2 申請図書の提出部数等については、占有許可申請に係る提出図書一覧表（別表第26）によること。
- 3 占有許可申請図は、CADソフトを使用して作成すること。

〈解説〉

- 1 （1）道路、水路等の管理者が占有許可申請図等の様式を定めている場合は、当該様式を使用すること。
（2）用紙の大きさが日本産業規格A4により難しい場合は、A3、A2又はA1のいずれかの大きさとする事ができる。その場合は、閉じしろ（左側2cm程度）を残したうえで、A4の大きさに折りたたんで提出すること。
- 3 これによりがたい場合は、製図用ペンを使用して作成することができる。

7・3 作図記号及び地図記号等

- 1 占有許可申請図の作図記号は、設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表（別表第25）によること。
- 2 占有許可申請図の地図記号等は、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。

7・4 口径及び延長等の単位

- 1 「6・4 口径及び延長等の単位」に準じること。
- 2 面積の単位は、 m^2 、小数点第二位止めとし、単位記号は記載しないこと。

7・5 占有許可申請図に記載する図

占有許可申請図（要領様式第27号）に記載する図は、次のとおりである。

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 横断面図
- 4 本復旧標準断面図

〈解説〉

- 1 その他、必要に応じて求積図等を作成すること。

7・6 申請概要表の作成について

申請概要表には、次の項目を記載すること。

- 1 占用目的
- 2 路線名
- 3 占用場所
- 4 占用物件
- 5 占用管延長
- 6 歩車道の区分
- 7 舗装の種別
- 8 掘削面積
- 9 復旧面積
- 10 路面表示の復旧
- 11 道路の規制方法
- 12 申込者
- 13 工事事業者

〈解説〉

- 1 工事の内容により、「新設」「撤去」「新設・撤去」のいずれかを記載すること。
- 2 占用する路線の種別により、次のとおり記載すること。
 - (1) 市道 盛岡市認定路線網図により路線名を確認して記載する。
 - (2) 国県道 路線名を確認して記載する。
 - (3) 水路・法定外道路 路線名の記載は不要とする。ただし、土地改良区が管理する水路の場合は、水路名を記載する。
- 3 占用する場所により、次のとおり記載すること。
 - (1) 市道 隣接する土地の住居表示の末尾に「地先」と加えて記載する。
 - (2) 国県道 隣接する土地の地番の末尾に「地先」と加えて記載する。
 - (3) 水路 水路に地番がある場合は地番の末尾に「地内」と加えて記載し、水路に地番が無い場合（公図で「水」と記載されている場合）は隣接する土地の地番の末尾に「地先」と加えて記載する。
 - (4) 法定外道路 道路に地番がある場合はその地番の末尾に「地内」と加えて記載し、道路に地番が無い場合（公図で「道」と記載されている場合）は隣接する土地の地番の末尾に「地先」と加えて記載する。

- 4、5 占有物件及び占有管延長は、次の表を参考にして管種、口径等を記載すること。なお、新設・撤去工事の場合は、区別して記載すること。

占有物件の表記	占有管延長の表記
铸铁管 φ○○	CIP φ○○ ○○
ダクタイル铸铁管 φ○○	DIP φ○○ ○○
内外面被覆鋼管（鞘管） φ○○	PD φ○○ ○○
石綿セメント管 φ○○	ACP φ○○ ○○
波状ステンレス鋼管 φ○○	SSP φ○○ ○○
硬質ポリ塩化ビニル管 φ○○	VP φ○○ ○○
ポリエチレン管 φ○○	PP φ○○ ○○
高密度ポリエチレン管 φ○○	HPPE φ○○ ○○
鉛管 φ○○	LP φ○○ ○○
仕切弁 φ○○	仕切弁 基
止水栓 φ○○	止水栓 基
排水弁 等 φ○○	排水弁 等 基

- 6 歩道、車道、その他（路肩等）のいずれかを記載すること。
- 7 アスファルト、砂利、土等と記載すること。
- 8 (1) 計算式も記載すること。
 (2) 求積図等により計算した場合は、その図面を記載すること。
 (3) CADにより計測した場合は、その旨を記載すること。
- 9 (1) 本舗装する場合は、舗装面積を記載すること。
 (2) 本舗装しない場合は、埋戻し面積を記載すること。
- 10 白線等の路面表示がある場合は、延長等を記載すること。
- 11 片側交互通行、全面通行止、規制無のいずれかを記載すること。
- 12 (1) 給水装置工事の申込者の氏名を記載すること。
 (2) 申込者が複数の場合は、平面図等に記載すること。
- 13 工事事業者名、担当主任技術者名及び連絡先を記載すること。

7・7 位置図の作成

位置図は、次により作成すること。

- 1 縮尺は1／5,000を基本とする。
- 2 占用許可申請図の左上に配置すること。
- 3 必ず真上が北になるように作成すること。
- 4 申請地（占用する場所）が中心付近となるように作成し、引き出し線を表示すること。
- 5 付近の目標物を記載すること。

〈解説〉

- 1 (1) 目標物等が少ない場合においては、1／10,000とすることができる。
(2) 位置図は下記のデータの写しを使用できるものとする。
 - ア もりおか便利マップ (<https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal>)
 - イ 道路網図(縮尺1／5,000)
 - ウ 盛岡広域都市計画図(縮尺1／10,000)ただし、これによりがたい場合（新規の開発行為によるもの等）は、管理者の指示によること。
- 4 (1) 申請地は、給水装置場所ではなく、占用を申請する場所（道路・水路等）を赤色で表示すること。
(2) 付近の目標物を記載すること。

7・8 平面図の作成

平面図は、次により作成すること。

- 1 縮尺は1／500から1／100の範囲とすること。
- 2 真上が北になるように作成すること。
- 3 記載する内容は、次のとおりとすること。
 - (1) 給水装置等
 - ア 分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までの管種、口径、延長等
 - イ 当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等
 - (2) 給水装置等以外の構造物等
 - ア 給水装置場所の敷地境界及び建物の形状等
 - イ 道路等の場合は、形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等
 - ウ 水路等の場合は、形態、水路等の構造物及び附属物、水路敷地の境界等
 - エ 他の地下埋設物
 - オ 当該地及び隣接地の建物の名称又は使用者名等
 - (3) 掘削及び本復旧を行う範囲を赤色で表示し（塗りつぶし又は斜線）、延長、幅員等を記載すること。

〈解説〉

- 1 作図範囲を考慮して決定すること。
- 2 土地の形状等によりこれにより難い場合は、方位を記載の上、回転させることができる。
- 3 (1) ア (ア) 占用する部分は赤色、それ以外（宅地内等）の部分を黒色の実線で表示すること。
 - (イ) 撤去する部分は、新設した部分と重ならないようにずらして黒色破線で記載し、赤色斜線で表示すること。
- イ 当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専用給水装置又は私幹の番号等を表示すること。
- ウ 給水装置等の書き方については、「6・7 平面図の作成」を参照のこと。
- (2) ア 建物の形状は太線で表示すること。
- イ 道路等の幅員、舗装の種別等を表示すること。
- ウ 水路等の幅を表示すること。
- エ 位置、種類、管種、口径等を表示すること。
- オ 市道を除く道路及び水路等の場合は、当該地及び隣接地の地番も表示すること。

7・9 横断面図の作成

- 1 縮尺は、1/200から1/50の範囲とすること。
- 2 記載する内容は、次のとおりとすること。
 - (1) 給水装置等
 - ア 分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までの管種、口径、延長、埋設深さ等
 - イ 当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等
 - (2) 給水装置等以外の構造物等
 - ア 道路等の場合は、形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等
 - イ 水路等の場合は、形態、水路等の構造物及び附属物、水路敷地の境界等
 - ウ 他の地下埋設物
 - (3) 掘削及び本復旧を行う範囲を赤色で表示し（塗りつぶし又は斜線）、延長、深さ等を記載すること。

〈解説〉

- 1 作図範囲を考慮して決定すること。
- 2 (1) ア (ア) 占用する部分は赤色、それ以外（宅地内等）の部分を黒色の実線で表示すること。
 - (イ) 撤去する部分は、新設した部分と重ならないようにずらして黒色破線で記載し、赤色斜線で表示すること。
 - イ 当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専用給水装置又は私幹の番号等を表示すること。
 - ウ 給水装置等の書き方については、「6・7 平面図の作成」を参照のこと。
- (2) ア 道路等の幅員、舗装の種別等を表示すること。
 - イ 水路等の幅を表示すること。
 - ウ 位置、種類、管種、口径等を表示すること。

7・10 本復旧標準断面図の作成

- 1 縮尺は、1／50とすること。
- 2 記載する内容は、次のとおりとすること。
 - (1) 給水装置の位置、管種、口径及び埋設深さ等を表示する。
 - (2) 別図第27により、本復旧の範囲及び舗装構成等を記載し、掘削幅、復旧幅、掘削深さ等を表示する。
- 3 掘削範囲及び本復旧範囲を赤色で図示し（塗りつぶし又は斜線表示）、幅、深さ等を表示すること。

〈解説〉

- 2 (1) 給水装置は、赤色で表示すること。
 - (2) 舗装構成等については、「本復旧標準断面図（別図第27）」を参照のこと。
- 3 本舗装を行わない場合の表示については、次のとおりとすること。
 - (1) 路盤までの復旧とする場合は、本復旧標準断面図の路盤まで赤色で図示する。
 - (2) 仮復旧を行う場合は、本復旧標準断面図を記載したほかに、仮復旧標準断面図を記載し、赤色で図示する。

別表第26 占用許可申請に係る提出図書一覧表

道路、水路等の種類	提出図書	提出部数
一般国道4号 一般国道46号	占用許可申請図	3部
	位置図	3部
	道路管理台帳図の写し	3部
	保安施設設置変更移設等計画図書	3部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	3部
	給水装置工事設計図(平面図)	3部
	申請場所の舗装種別が分かる現況写真	3部
一般国道106号 一般国道282号 一般国道396号 一般国道455号 主要地方道又は一般県道	占用許可申請図	3部
	位置図	3部
	道路管理台帳図の写し	3部
	保安施設設置変更移設等計画図書	3部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	3部
	給水装置工事設計図(平面図)	3部
	申請場所の舗装種別が分かる現況写真	3部
法定外道路	占用許可申請図	1部
	位置図	1部
盛岡市道(区画整理事業区域内含む)	占用許可申請図	1部
	位置図	1部
河川(盛岡市建設部河川課所管のもの) 水路()	占用許可申請図	1部
	位置図	1部
河川(盛岡市建設部河川課所管のものを除く) 水路() 下水道用地(下水道排水施設等)	占用許可申請図	3部
	位置図	3部
	公図写し	3部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	3部
	給水装置工事設計図(平面図)	3部
土地改良区所管の水路	占用許可申請図	3部
	位置図	3部
	公図写し	3部
	埋設物確認兼工事立会い申込書写し	3部
	給水装置工事設計図(平面図)	3部

※ 法定外道路、盛岡市道及び河川水路で盛岡市建設部河川課所管のものは個人申請となるので、確認用図面(占用許可申請図)の提出とする。